

第95回 定時株主総会招集ご通知

日 時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所

愛知県名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルク名古屋 2階「平安の間」
(後掲の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

議 案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件

議 決 権
行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	13
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	34

証券コード5607
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

株 主 各 位

愛知県名古屋市中川区富川町三丁目1番地の1
(本社事務所)
愛知県日進市浅田平子一丁目300番地
中央可鍛工業株式会社
代表取締役社長 武山 豊

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第95回定時株主総会招集ご通知」及び「第95回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.chuokatan.co.jp/ir/meeting.php>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

名古屋証券取引所ウェブサイト

(<https://www.nse.or.jp/listing/search/>)



上記のウェブサイトへアクセスのうえ、当社名又は証券コード（5607）を入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページのご案内にしたがって、2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 愛知県名古屋市中区葵三丁目16番16号
ホテル メルパルク名古屋 2階「平安の間」
（後掲の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第95期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第95期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

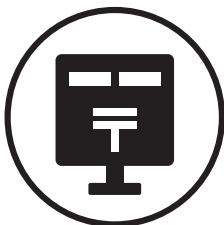
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎当日ご出席の株主様へのお土産はございません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

議決権行使方法についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

■ 株主総会にご出席されない場合



1 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時30分必着



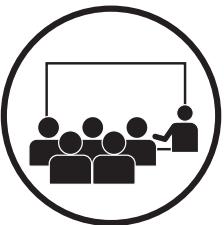
2 インターネットによる議決権行使

後記（4ページ～5ページ）のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時30分まで

■ 当日株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分まで



■スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る

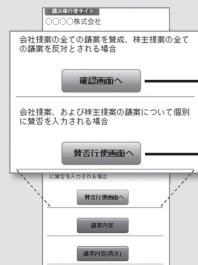


議決権行使書副票（右側）

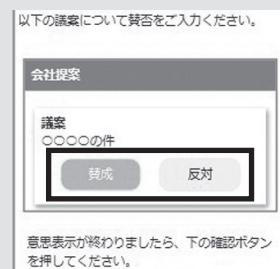
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
行使完了です。



■ログインID・仮パスワードを入力する方法

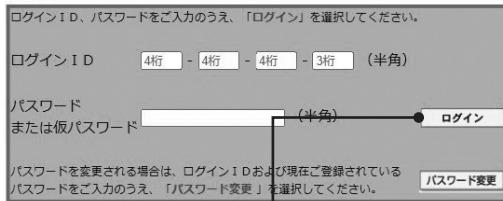
1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



「次の画面へ」をクリック



2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側) に記載された「ログインID」および「仮パス ワード」を入力



「ログイン」をクリック



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、収益状況に応じた配当を行うことを基本としつつ、安定的な配当の維持・継続を重視することともに、その安定配当を可能とする経営基盤の強化のために必要な内部留保の充実等を勘案して行うことを方針といたしております。

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当金に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額92,902,038円

これにより中間配当を含めました年間配当金は、1株につき金12円となります。

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日

第2号議案 取締役10名選任の件

現取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位及び担当
1	再任 武山 尚生	代表取締役会長
2	再任 武山 豊	代表取締役社長、内部監査室担当、 ビジネスイノベーション室担当
3	再任 畠山 浩之	専務取締役、生産部門統括、カーボンニュートラル推進担当
4	再任 山本 徹	専務取締役、経営管理部門統括、営業部門統括、経営企画室長
5	再任 武山 直民	取締役、中央可鍛グループ企業統括
6	再任 野村 英司	取締役
7	再任 瀬尾 英重	社外取締役
8	再任 星 文雄	社外取締役
9	再任 上畑 廣高	社外取締役
10	再任 森 琢也	社外取締役

候補者番号	1	たけやま ひさお 武山 尚生	1956年1月22日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会最終時）	345,784株 32年	再任								
■略歴、当社における地位及び担当	1979年4月	トヨタ自動車工業（現トヨタ自動車）株式会社入社	1989年2月	当社入社	1992年6月	当社取締役	1995年6月	当社常務取締役	1998年6月	当社専務取締役	2000年6月	当社代表取締役社長	2018年6月	当社代表取締役会長(現任)
■取締役候補者とした理由	2000年6月に当社代表取締役役に就任して以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し、取締役としての職責を果たしております。また、2018年6月より代表取締役会長に就任しております。今後におきましても当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。													

候補者番号	2	たけやま ゆたか 武山 豊	1984年10月1日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会最終時）	67,800株 3年	再任								
■略歴、当社における地位及び担当	2007年4月	シャープ株式会社入社	2011年4月	トヨタ自動車株式会社入社	2018年5月	当社入社	2019年1月	当社生産管理部長	2021年6月	当社常務取締役	2022年6月	当社代表取締役社長	2022年9月	当社代表取締役社長、内部監査室担当、ビジネスイノベーション室担当(現任)
■取締役候補者とした理由	当社取締役就任後、生産管理、営業、経営企画等の業務経験を発揮し、当社の経営強化において、その職責を十分に果たしております。また、2022年6月より代表取締役社長に就任しております。今後におきましても当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。													

候補者番号	3	はたけやま ひろゆき 畠山 浩之	1962年12月6日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会最終時）	15,000株 2年	再任								
■略歴、当社における地位及び担当	1985年4月	トヨタ自動車株式会社入社	2013年1月	同社上郷工場エンジン製造部長	2015年1月	同社下山工場第1エンジン製造部長	2016年1月	トヨタ・モーター・マニュファクチャリングUK(TMUK)出向 シニアエグゼクティブアドバイザー	2021年2月	当社出向 チーフテクノロジーアドバイザー	2022年6月	当社専務取締役	2024年1月	当社専務取締役、生産部門統括、カーボンニュートラル推進担当(現任)
■取締役候補者とした理由	当社取締役就任後、トヨタ自動車株式会社での生産技術分野を中心とした国内外で豊富な経験をいかんなく発揮し、当社の生産及び技術力強化に努めております。今後におきましても当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。													

候補者 番号	4	やまもと 山本	とおる 徹	1959年12月22日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	47,900株 2年	再任
■略歴、当社における 地位及び担当	1980年4月 当社入社 2008年1月 当社機械部長 2013年6月 当社取締役 2021年4月 みづほ金属工業株式会社 代表取締役社長(現任)	2021年6月 当社常務執行役員 2022年6月 当社専務取締役、経営管理部門統括、 営業部門統括、経営企画室長(現任)					
■重要な兼職の状況	みづほ金属工業株式会社 代表取締役社長						
■取締役候補者とした理由	当社取締役就任後、機械、技術から横断的に各部門に所属した豊富な業務経験を活かし、経営管理部門を中心とした業務改革等、当社の経営基盤強化に努めております。今後におきましても当社の取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。						

候補者 番号	5	たけやま 武山	なおみ 直民	1958年10月21日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	259,600株 24年	再任
■略歴、当社における 地位及び担当	1982年4月 豊田通商株式会社入社 1988年10月 当社入社 1999年4月 当社営業部長 2000年6月 当社取締役 2004年6月 当社常務取締役 2013年7月 蘇州中央可鍛有限公司 董事長(現任)	2014年6月 当社専務取締役 2017年6月 当社代表取締役副社長 2018年6月 当社代表取締役社長 2022年6月 当社取締役 中央可鍛グループ企業統括(現任)					
■重要な兼職の状況	蘇州中央可鍛有限公司 董事長						
■取締役候補者とした理由	当社取締役就任後、営業、商品企画、海外事業等豊富な業務経験や当社代表取締役社長を務めた経験をいかんなく発揮し、当社及び当社グループの経営基盤強化に努めております。今後におきましても当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。						

候補者 番号	6	のむら 野村	えいじ 英司	1966年5月14日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	0株 3年	再任
■略歴、当社における 地位及び担当	1990年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2018年6月 同社鍛圧・表改生技部長 2019年5月 同社素形材技術部長 2019年6月 株式会社ファインシンター 社外取締役 2021年1月 トヨタ自動車株式会社 衣浦工場長	2021年6月 アイシン軽金属株式会社 社外取締役(現任) 2021年6月 当社取締役(現任) 2024年1月 トヨタ自動車株式会社 生産本部 チーフプロジェクトリーダー (現任)					
■重要な兼職の状況	トヨタ自動車株式会社 生産本部 チーフプロジェクトリーダー アイシン軽金属株式会社 社外取締役						
■取締役候補者とした理由	当社取締役就任後、トヨタ自動車株式会社での生産企画及び素形材技術分野に所属した経験と幅広い見識をいかんなく発揮し、当社の経営基盤強化に努めております。今後におきましても当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者となりました。						

候補者番号	7	せ お ひでしげ 瀬尾 英重	1951年10月10日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	0株 10年	再任 社外 独立
■略歴、当社における地位及び担当	1974年3月	マスプロ電工株式会社入社	2014年6月	当社社外取締役(現任)		
	2005年6月	同社代表取締役社長	2019年6月	愛知電機株式会社 社外取締役		
	2009年6月	同社代表取締役会長		(現任)		
	2012年6月	同社相談役	2021年10月	学校法人中部大学 理事(現任)		
	2012年6月	JBCCホールディングス株式会社 社外取締役				
■重要な兼職の状況		愛知電機株式会社 社外取締役 学校法人中部大学 理事				
■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割						
<p>取締役会への助言・監督機能の強化と透明性の確保に向け、これまで培ってきた企業経営における豊富な経験と経営に関する知見等を活かし、当社の経営に対しさまざまなご意見をいただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役及び独立役員候補者いたしました。</p>						

候補者番号	8	ほし ふみお 星 文雄	1947年5月14日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	0株 3年	再任 社外 独立
■略歴、当社における地位及び担当	1973年4月	日本輸出入銀行（現株式会社国際 協力銀行）入行	2018年11月	株式会社サードウェーブ 社外取締役		
	2011年6月	同行代表取締役専務	2019年6月	ヒューマン・アソシエイツ・ ホールディングス株式会社		
	2014年4月	株式会社三井住友銀行 顧問		社外取締役(監査等委員)		
	2015年4月	京都大学経営管理大学院 特命教授(現任)	2021年6月	当社社外取締役(現任)		
	2018年1月	株式会社SDGs 社外取締役				
■重要な兼職の状況		京都大学経営管理大学院 特命教授				
■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割						
<p>取締役会への助言・監督機能の強化と透明性の確保に向け、国際業務を通じた豊富な経験と経営に対する幅広い見識を活かし、当社の経営に対しさまざまなご意見をいただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役及び独立役員候補者いたしました。</p>						

候補者 番号	9	うへはた ひろたか 上畑 廣高	1954年6月29日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	0株 3年	再任
						社外
						独立

■略歴、当社における 地位及び担当	1978年4月	株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルートホールディ ングス)入社	2011年6月	河村電器産業株式会社 常務取締役
	1994年10月	同社教育機関広報部事業部長	2019年8月	名古屋大学 Development Office シニアファンドレイザー
	1999年6月	トランス・コスモス株式会社 常務取締役	2021年6月	当社社外取締役(現任)
	2002年4月	株式会社OJTソリューションズ 専務取締役		

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

取締役会への助言・監督機能の強化と透明性の確保に向け、これまで培ってきた豊富な人材育成ノウハウと経営に関する知見などを当社グループの経営に活かし、当社の経営に対しさまざまなご意見をいただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役及び独立役員候補者としていたしました。

候補者 番号	10	もり たくや 森 琢也	1960年2月12日生	■所有する当社の株式数 ■在任年数（本総会終結時）	0株 3年	再任
						社外
						独立

■略歴、当社における 地位及び担当	1983年3月	株式会社新川入社	2020年6月	株式会社きらぼしコンサルティング 取締役会長
	2014年6月	同社取締役執行役員		
	2018年6月	同社取締役専務執行役員	2021年6月	当社社外取締役(現任)
	2019年7月	ヤマハモーターロボティクスホー ルディングス株式会社取締役	2023年4月	株式会社きらぼしコンサルティング エグゼクティブパートナー(現任)

■重要な兼職の状況 株式会社きらぼしコンサルティング エグゼクティブパートナー

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

取締役会への助言・監督機能の強化と透明性の確保に向け、製造業の経営を通じた豊富な経験と技術に対する幅広い見識を活かし、当社の経営に対しさまざまなご意見をいただくことを期待しております。また一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、社外取締役及び独立役員候補者としていたしました。

- (注) 1. 取締役候補者 山本徹氏は、みづほ金属工業株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社に、切削加工等の製造を委託しております。
2. 取締役候補者 武山直民氏は、蘇州中央可鍛有限公司の代表者を兼務しており、当社は同社に、ダクタイル鋳鉄品等の製造を委託しております。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 瀬尾英重、星文雄、上畑廣高及び森琢也の4氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は4氏を名古屋証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、4氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 取締役との責任限定契約について
当社は、野村英司、瀬尾英重、星文雄、上畑廣高及び森琢也の5氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、5氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。
6. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約について
当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしております。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約を更新する予定です。

【ご参考】取締役スキルマトリックス

氏名	企業経営	新規事業 ・ イノベーション	国際 ビジネス ・ 海外経験	営業 ・ マーケティング	生産 ・ 技術開発	人事 ・ 労務	財務 ・ 会計	コンプライアンス ・ 法務
武山尚生	○			○		○	○	○
武山 豊	○	○	○	○	○			○
畠山浩之	○		○		○			○
山本 徹	○				○	○	○	○
武山直民	○	○	○	○				○
野村英司	○		○		○	○		○
瀬尾英重	○			○		○	○	○
星 文雄	○	○	○				○	○
上畑廣高	○	○		○		○		○
森 琢也	○	○	○		○			○

(注) 当社の取締役が、過去、経営者・マネージャー等として得た知識・経験・能力や、各人の有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、長期化するロシアのウクライナ侵攻に加え、世界的な金融引き締めや中国経済の先行き懸念等依然として不透明な状況が続いております。一方で、わが国の経済におきましては、新型コロナウイルスの収束から経済の正常化が進み、緩やかな回復基調となりました。

当社グループの主要取引先であります自動車業界におきましては、部品供給の安定化に伴い生産台数の回復がみられ、底堅い需要が継続しておりましたが、一部の取引先にて生産調整が行われました。

このような環境の下、当社グループは、安定的な収益確保に向けて、体質強化や競争力向上に取り組み、また原材料・エネルギー費高騰の対応として価格転嫁を行ってまいりました。

可鍛事業におきましては、生産の合理化や拠点の見直しを進めてまいりました。金属家具事業におきましては、為替の影響で厳しい状況となりましたが、新たな顧客獲得に向けた営業活動を推進いたしました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比0.9%減の331億98百万円となりました。事業別の内訳は、可鍛事業は前期比1.2%減の322億27百万円、金属家具事業は前期比8.7%増の9億70百万円となりました。営業利益は3億21百万円（前年同期は営業損失2億88百万円）、経常利益は前期比67.7%増の13億26百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比21.2%増の8億13百万円となりました。

事業区分	売上高	構成比
可鍛事業	32,227,502千円	97.1%
金属家具事業	970,791千円	2.9%
合計	33,198,294千円	100.0%

② 企業集団の設備投資の状況

当社グループでは、主に新製品の受注に伴う切削加工設備の増強を行い、その総額は15億70百万円です。

③ 企業集団の資金調達の状況

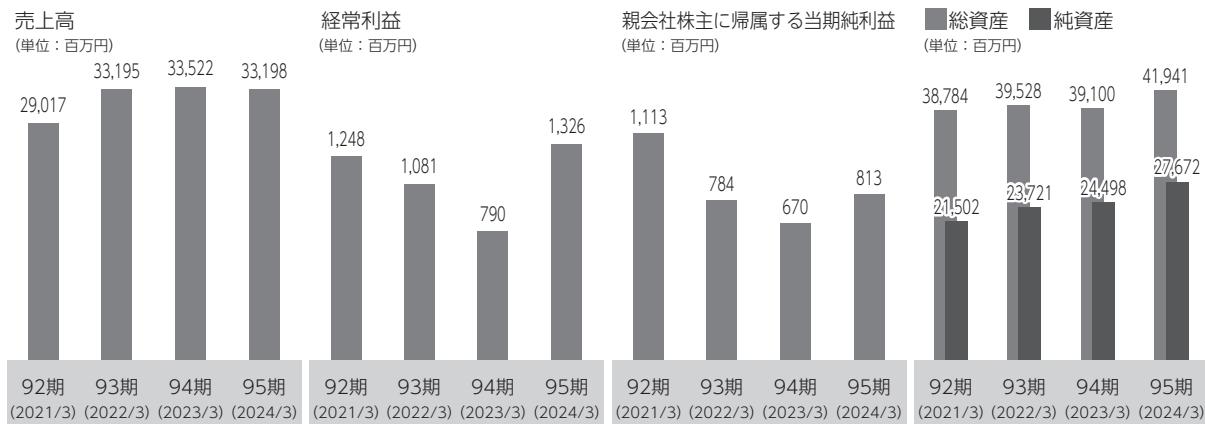
該当事項はありません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	2020年度 第 92 期	2021年度 第 93 期	2022年度 第 94 期	2023年度 第 95 期 (当連結会計年度)
売 上 高	29,017,105	33,195,383	33,522,616	33,198,294
経 常 利 益	1,248,749	1,081,609	790,835	1,326,596
親会社株主に帰属する当期純利益	1,113,285	784,317	670,751	813,018
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	72円88銭	51円14銭	43円58銭	52円68銭
総 資 産	38,784,755	39,528,617	39,100,542	41,941,191
純 資 産	21,502,875	23,721,670	24,498,517	27,672,460

決算ハイライト



(3) 企業集団の対処すべき課題

自動車産業は、CASE（コネクテッド、自動運転、シェアリング、電動化）に代表されるように、100年に一度の大変革期に突入しております。また、先進国をはじめとしたカーボンニュートラルやSDGs（持続可能な開発目標）に向けた対応、将来における日本の労働人口の減少等、当社グループを取り巻く経営環境は急激に変化しております。このような環境の下、当社グループでは、2030年に向け経営の方針を示した「中長期経営方針」に基づき、2023年度から2025年度にわたる3か年の経営計画「中期計画2025」を策定しており、当期は初年度にあたり、新分野への拡販や財務・基盤の強化等に取り組んでまいりました。生産調整もございましたが、概ね計画通り進捗しております。今後、中国経済の先行き不透明感などは増しているものの、計画達成に向けて進めてまいります。

「中期計画2025」

(1) 中期計画2025の骨子

実施方針	
1. 自動車/産業機械事業推進	・自動車/軽量化部品の拡販 ・産業機械/成長産業への拡販強化
2. 財務・基盤の強化	・原価低減活動、自動化の積極的推進による 収益構造改革に着手
3. サステナビリティ推進	・カーボンニュートラルに向けた環境活動の 推進、及び健康経営への取り組み ・人的資本価値向上への推進
4. 新規事業開拓の推進	・新規事業開拓の着手

(2) 連結経営指標

連結指標	2026年3月期目標
売上高	400億円以上
営業利益率	3.5%以上

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
土岐可鍛工業株式会社	岐阜県土岐市	180,000	100.0	自動車及び車両部品関連事業
武山鑄造株式会社	愛知県名古屋市	360,000	89.8	産業車両部品関連事業
株式会社チューキョー	愛知県名古屋市	60,000	57.3	金属椅子及び椅子部品関連事業
蘇州中央可鍛有限公司	中国・蘇州市	2,550,000	100.0	産業用機械部品関連事業

(5) 企業集団の主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、ダクタイル鑄鉄品等の自動車部品の製造販売及び産業用機械部品等の製造販売を主な事業とする可鍛事業、鋼製家具の製造販売を主な事業とする金属家具事業から構成され、各事業活動を展開しております。

(6) 主要な営業所及び工場

- ① 当社
- | | |
|-------------|-----------|
| 本店 | 愛知県名古屋市 |
| 本社事務所及び日進工場 | 愛知県日進市 |
| 熊本工場 | 熊本県菊池郡大津町 |
| 岐阜久尻工場 | 岐阜県土岐市 |
- ② 子会社
- | | |
|------------|---------|
| 土岐可鍛工業株式会社 | 岐阜県土岐市 |
| 武山鑄造株式会社 | 愛知県名古屋市 |
| 株式会社チューキョー | 愛知県名古屋市 |
| 蘇州中央可鍛有限公司 | 中国・蘇州市 |
- ③ 関連会社
- | | |
|------------|--------|
| 蘇州石川製鉄有限公司 | 中国・蘇州市 |
|------------|--------|

(7) 企業集団の従業員の状況

事業部門の名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
可鍛事業	893	34名減
金属家具事業	19	—
全社(共通)	66	1名減
計	978	35名減

- (注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。
 2. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
 3. 各事業部門に属する製品及びサービスの種類
 ①「可鍛事業」は、自動車用部品、産業車両用部品等の製造販売をしております。
 ②「金属家具事業」は、オフィス及び施設向け各種椅子等の製造販売をしております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社 三菱UFJ銀行	969,233
株式会社 三井住友銀行	722,293
株式会社 名古屋銀行	635,356
株式会社 商工組合中央金庫	373,856
株式会社 愛知銀行	76,285
株式会社 大垣共立銀行	27,870
株式会社 十六銀行	23,265
株式会社 SBI新生銀行	4,803

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 36,000,000株
- ② 発行済株式の総数 15,483,673株
(自己株式536,627株を除く)
- ③ 株主数 7,662名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	792千株	5.11%
C M C 協 力 会 持 株 会	675千株	4.36%
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	660千株	4.26%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	660千株	4.26%
株 式 会 社 豊 田 自 動 織 機	620千株	4.00%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	600千株	3.87%
新 東 工 業 株 式 会 社	460千株	2.97%
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	455千株	2.93%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口 4)	440千株	2.84%
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	434千株	2.80%

(注) 持株比率は自己株式（536,627株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として取締役（社外取締役を除く）に交付した株式の状況
取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	44,700株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	武山尚生	
代表取締役社長	武山豊	内部監査室担当、ビジネスイノベーション室担当
専務取締役	畠山浩之	生産部門統括、カーボンニュートラル推進担当
専務取締役	山本徹	経営管理部門統括、営業部門統括、経営企画室長 みつほ金属工業株式会社代表取締役社長
取締役	武山直民	中央可鍛グループ企業統括 蘇州中央可鍛有限公司董事長
取締役	野村英司	トヨタ自動車株式会社 生産本部 チーフプロジェクトリーダー アイシン軽金属株式会社 社外取締役
取締役	瀬尾英重	愛知電機株式会社 社外取締役 学校法人中部大学 理事
取締役	星文雄	京都大学経営管理大学院 特命教授
取締役	上畑廣高	
取締役	森琢也	株式会社きらぼしコンサルティング エグゼクティブパートナー
常勤監査役	磯部光邦	
監査役	小野田誓	公認会計士小野田誓事務所 所長 キムラユニティー株式会社 社外監査役
監査役	前田勝己	前田勝己公認会計士・税理士事務所 所長 清鋼材株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 瀬尾英重、星文雄、上畑廣高、森琢也の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 小野田誓、前田勝己の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 磯部光邦氏は、当社において長年経理業務を担当した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 小野田誓、前田勝己の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役 瀬尾英重、星文雄、上畑廣高、森琢也及び監査役 小野田誓、前田勝己の6氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
6. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2023年6月23日開催の第94回定時株主総会において、前田勝己氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 2023年6月23日開催の第94回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、監査役林清博氏が退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 野村英司、瀬尾英重、星文雄、上畑廣高、森琢也及び監査役 小野田誓、前田勝己の7氏と会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任（D＆O保険）契約について

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等は補填されることとなります。ただし、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど一定の面責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値向上に資することを原則とし、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ、客観性・妥当性・公正性を考慮し適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は固定報酬としての金銭報酬、業績連動報酬である賞与、及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役についてはその職責に鑑み固定報酬としての金銭報酬のみであります。

② 固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬などの額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例支給とし、職位、職責及び従業員の給与水準を考慮したうえで総合的に勘案して決定しております。

③ 業績連動報酬等の内容及び額または算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬である賞与については、当該年度の企業業績、経営環境、各取締役の業績及び従業員への賞与水準を考慮したうえで決定する金銭報酬とし、当期の業績に対する達成度及び持続的企業価値向上の実現を評価する指標として、当期連結営業利益及び連結親会社株主に帰属する当期純利益の対前期比増減額を基に算出された額を毎年一定の時期に支給しております。（なお、当期業績指標に関する実績は、【1.企業集団の現況に関する状況（2）企業集団の財産及び損益の状況】に記載のとおりであります。）

④ 非金銭報酬等の内容及び額または株式数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役が株価変動を株主の皆様と共有し、株価上昇に対するインセンティブ及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるために譲渡制限付株式を交付しております。算定にあたっては、一定の付与基準に基づき原案を作成し、取締役会にて決定しております。

⑤ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を基にした報酬水準を踏まえ、上位の役職ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会において検討を行っております。取締役会は同委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、指名報酬諮問委員会における答申を経た上で取締役会決議にて決定された方針に基づき、代表取締役社長（内部監査室担当、ビジネスイノベーション室）武山豊氏がその具体的な内容について委任を受けるものとします。これらの権限を委任した理由は、当社業績を勘案し、各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。その権限の内容は各取締役の固定報酬（金銭報酬）の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申内容に従って報酬額の決定をしております。なお、非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬については指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、個人別の割当株式数は取締役会にて決議するものとしております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議プロセスの公正性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が基本方針に基づき作成した報酬案を、指名報酬諮問委員会において検討の上、答申し、取締役会が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

⑧ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

a. 取締役の報酬額等の限度額

2021年6月23日開催の第92回定時株主総会において年額250,000千円以内（うち社外取締役の報酬等の額については年額40,000千円以内とし、使用人分給与は含まないものとする）と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は10名（うち社外取締役は4名）です。

b. 監査役の報酬等の限度額

2017年6月23日開催の第88回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の監査役は3名（うち社外監査役は2名）です。

c. 譲渡制限付株式報酬の限度額

2018年6月22日開催の第89回定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額とは別枠で、当社取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）を対象とし年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は11名（うち社外取締役は2名）です。

対象者	当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）
株式報酬枠	年間50,000千円以内
各取締役に対する株式報酬額	会社業績及び取締役の貢献度等に応じて毎年設定
割当てる株式の種類及び割当てる方法	普通株式の発行又は処分
割当てる株式の総数	各事業年度において80,000株を上限
払込金額	当社の取締役会決議の日の前営業日における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として、当該株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定
譲渡制限期間	割当て日より30年間までの間で当社取締役会が定める期間
譲渡制限の解除条件	譲渡制限期間の満了をもって制限を解除。但し、任期満了、死亡その他取締役会が正当と認める理由により退任した場合は譲渡制限を解除
当社による無償取得	譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、当該株式の全部を無償取得する

⑨ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式 報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	165,709	120,120	27,000	18,589	6
監査役 (社外監査役を除く)	15,840	15,840	—	—	1
社外取締役	21,600	21,600	—	—	4
社外監査役	9,120	9,120	—	—	3

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 上記譲渡制限付株式報酬は、当事業年度の費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 瀬尾英重氏は、愛知電機株式会社の社外取締役及び学校法人中部大学の理事であります。当社と愛知電機株式会社、学校法人中部大学との間には特別な関係はありません。

取締役 星文雄氏は、京都大学経営管理大学院の特命教授であります。当社と京都大学経営管理大学院との間には特別な関係はありません。

取締役 森琢也氏は、株式会社きらぼしコンサルティングエグゼクティブパートナーであります。当社と株式会社きらぼしコンサルティングとの間には特別な関係はありません。

監査役 小野田誓氏は、公認会計士小野田誓事務所の所長及びキムラユニティー株式会社の社外監査役であります。当社と公認会計士小野田誓事務所、キムラユニティー株式会社との間には特別な関係はありません。

監査役 前田勝己氏は、前田勝己公認会計士・税理士事務所の所長及び清鋼材株式会社の社外監査役であります。当社と前田勝己公認会計士・税理士事務所、清鋼材株式会社との間には特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	瀬尾英重	当事業年度開催の取締役会の全16回に出席いたしました。議案審議等について、企業経営における豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営上有用な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員長を務め、同委員会の議事運営と取締役等の指名・報酬に関する方針の決定プロセス及び審議に参画し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	星文雄	当事業年度開催の取締役会の全16回に出席いたしました。議案審議等について、国際業務を通じた豊富な経験と経営に対する幅広い見識から、当社の経営上有用な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務め、取締役等の指名・報酬に関する方針の決定プロセス及び審議に参画し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

区分	氏名	主な活動状況
取締役	上畑 廣高	当事業年度開催の取締役会の15回に出席いたしました。議案審議等について、豊富な人材育成ノウハウと経営に関する幅広い見識から、当社の経営上有用な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務め、取締役等の指名・報酬に関する方針の決定プロセス及び審議に参画し、取締役に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取締役	森 琢也	当事業年度開催の取締役会の全16回に出席いたしました。議案審議等について、製造業の経営を通じた豊富な経験と技術に対する幅広い見識から、当社の経営上有用な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務め、取締役等の指名・報酬に関する方針の決定プロセス及び審議に参画し、取締役に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
監査役	小野田 誓	当事業年度開催の取締役会の全16回及び監査役会の全13回に出席いたしました。公認会計士及び他社の社外監査役を担うなど、専門的且つ、多様な業務における豊富な経験から、当社取締役の職務の執行に関して、監査役会監査基準に準拠した発言を行っております。
監査役	前田勝己	2023年6月23日就任後、13回開催した取締役会の全て、10回開催した監査役会の全てに出席いたしました。監査役会等の場においては、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための助言・提言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	36,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

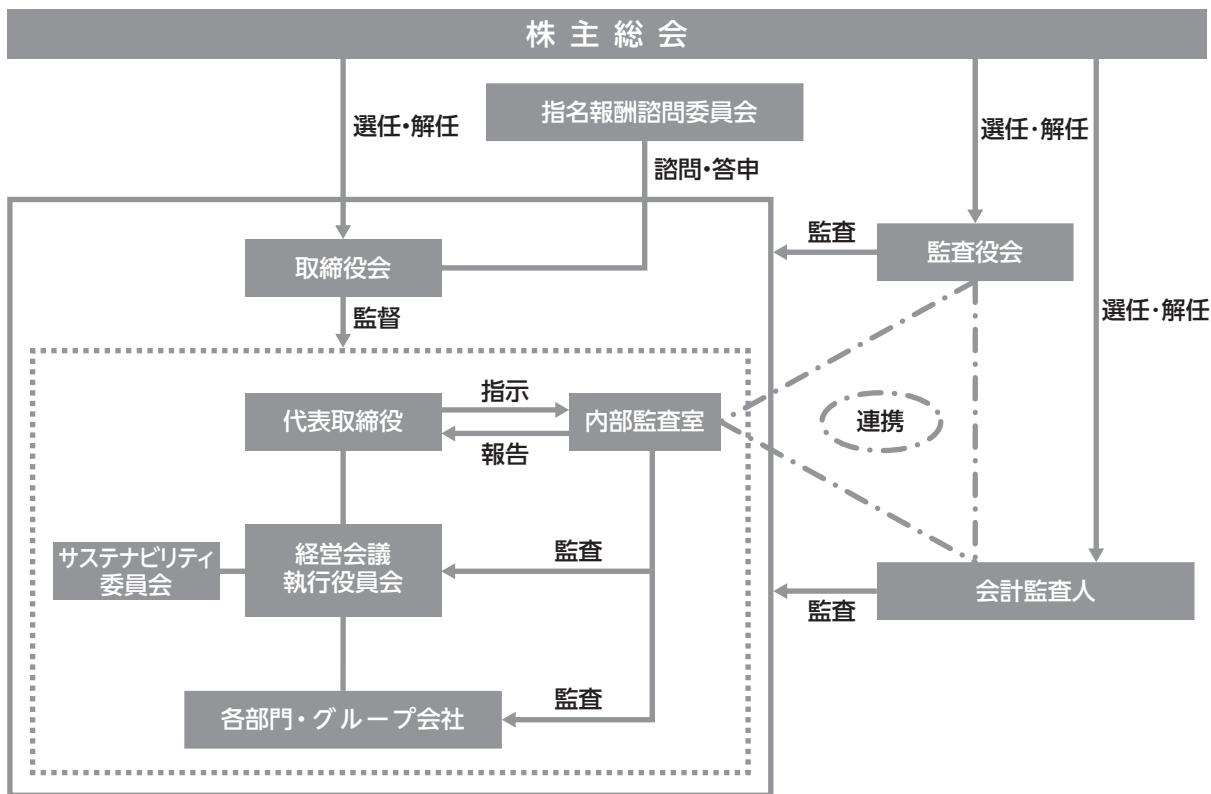
(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び体制

当社及び子会社における、企業統治の体制は、企業規模に即したコーポレート・ガバナンスを実践し、株主に対し一層の経営の透明性、健全性を高めることを最優先と考え実施しております。経営状況におきましても迅速且つ継続的に情報提供が可能な経営を実現していくことを目指して取り組んでおります。

■ コーポレート・ガバナンス体制図



6. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員の企業倫理意識の向上、法令遵守のための「企業行動憲章」及び「企業行動指針」の周知活動を継続いたします。
- ② 取締役及び従業員にコンプライアンス意識浸透のため必要に応じて各部に諸規定の整備・遵守を徹底するため教育を実施いたします。
- ③ 社内における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期発見し、是正するために従業員を対象とした内部通報制度として「企業倫理ヘルプライン制度」が有効的に機能する体制を維持します。
- ④ 職務の適正を確保するため内部監査室を設け内部監査体制の確保を図り、各部門及び子会社の内部監査を実施いたします。

(運用状況の概要)

取締役及び従業員の法令遵守、コンプライアンス意識浸透のため、行動憲章、行動指針及び社内規程等を整備するとともに、年1回全社員に対してコンプライアンス教育を行い、有効的に機能する体制維持に努めております。内部監査室にて、各部門及び子会社の内部監査を実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存、整理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る文書その他情報については、社内規定に基づき記録し適切に保管いたします。(電磁的記録を含む)

(運用状況の概要)

上記の記録文書については、セキュリティが確保された環境にて保管されています。

(3) 損失の危険の管理に関する規定・体制

- ① 不測の事態が発生した場合には、リスク管理規定に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し迅速な対応を行い損害を最小限に留める体制を整えます。
- ② 災害の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて、リスクの分散措置及び保険付保を行います。

(運用状況の概要)

不測の事態が発生した時の対応として、規定に基づき仕組みを定めております。経営層がリスクを定期的に評価し、対策を実施しております。災害の発生に備えて、全社防災訓練を年1回実施し避難訓練体制のレベルアップ及び、損害保険を付保し費用面においても備えを図っております。また、全社員に対して安否確認システムを導入及び実践を行っているほか、情報システム関連データのバックアップの整備を継続的に進めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務分掌規定に基づき各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、必要に応じて当該職務分掌の見直しを行います。
- ② 取締役に対し利益計画及び年度の会社方針に基づき職務の進捗状況を取締役会で報告するとともに、必要に応じて所要の対策を実施することを義務付けます。

(運用状況の概要)

組織改定時に、規定に基づき体制整備及び職務分掌組織の見直しを行っております。取締役会を定期的に行き開催し取締役会規則に定められた重要事項について審議が行われております。年度方針・利益計画の策定にあたっては、取締役会での承認を受け、進捗について月次にて報告しております。また、取締役は各部門の方針管理を定期的に進捗点検し、課題について対策を行っております。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の業務の適正を確保するために、適任の取締役、監査役を当該子会社の取締役、監査役に就任させる等の手段により業務の適正性と適法性を確保しグループの健全な内部統制環境の醸成を図ります。
- ② 子会社での重大なリスクが発生または予見される際には子会社より適時に報告を受け、機敏かつ的確に対応します。
- ③ 子会社社長が毎月執行役員会に出席する等定期及び随時の情報交換を行い、経営方針や経営課題について必要な助言、支援を得ます。また子会社管理規定に基づき重要事項の事前承認や報告を行います。

(運用状況の概要)

役員の兼務として、子会社へ取締役・監査役を派遣し、内部統制環境を確保しております。尚、役員は親会社との取引については、法令を遵守し独立性を保っております。経営企画室は子会社管理の総括部門として、経営管理体制や運営状況を確認しております。規定に基づき経営上の重要事項については、子会社より適時報告を受けて承認をしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役がその職務を行うために必要に応じて、社内の要員に対し補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものといたします。
- ② 上記補助者の所属する取締役は人事異動・人事評価・懲戒処分については事前に監査役の承認を得なければならないものといたします。

(運用状況の概要)

該当事項はありません。

(7) 取締役・従業員の監査役に対する報告体制、その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ① 取締役・従業員は、定期・不定期的に監査役に役員会・部長会・幹部会等において業務の執行状況を報告いたします。
- ② 取締役・従業員の職務の執行状況等について監査役から質問等があった場合は、直ちに調査し報告いたします。
- ③ 取締役は、監査役に対して、決算内容、重要な職務の執行状況等を報告いたします。
- ④ 主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人との定期、随時の情報交換の機会を確保いたします。
- ⑤ 取締役は主な業務執行について会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時には直ちに監査役に報告いたします。

(運用状況の概要)

取締役及び従業員は監査役出席の重要会議等にて業務状況等を報告しております。取締役は、決算内容などの内部統制決議事項に関しては監査役を実施状況の報告を行い、質問等があれば対応が取れる体制を確立しております。また、内部監査室は監査役とミーティングを実施する中で整備・運用状況の報告を行っております。監査役は重要会議に出席し、取締役との意見交換を実施し、意思の疎通を図っております。また、監査役会と代表取締役との懇談を実施しております。監査役と会計監査人とは、監査方針説明、決算時等の機会に会合を持ち、連携を保っております。業務執行上の重要案件については、監査役は取締役から随時報告を受けております。

(8) 子会社の取締役等から報告を受けたものが監査役に報告するための体制

自社及び子会社の法令違反その他のコンプライアンス上の問題等について、監査役への適切な報告体制を維持いたします。

(運用状況の概要)

規定に基づき、問題があった場合は、監査役への適切な報告体制を維持しております。

(9) 監査役への報告をした者が当該報告をした事を理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

監査役に報告をした者がその報告をした事を理由として不利益な取り扱いを受けない事としております。

(運用状況の概要)

規定に基づき、報告をした者がその報告した事を理由として不利益な取り扱いを受けない体制を維持しております。

(10) 監査役職務執行について生じる監査費用の前払い又は償還の手続きその他の監査費用の処理に係る方針

監査役がその職務について必要な費用の前払い等の請求をした時は、速やかに会社は当該費用を支払います。

(運用状況の概要)

内部統制決議により、決裁権限を持つ統括役員の理解を得て承認されております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,448,957	流 動 負 債	8,543,739
現金及び預金	4,401,615	支払手形及び買掛金	2,747,313
受取手形	198,723	電子記録債権	2,616,644
売掛金	5,065,674	1年内返済予定の長期借入金	702,974
電子記録債権	1,683,452	未払法人税等	198,828
商品及び製品	939,353	未払消費税等	193,697
仕掛品	761,013	賞与引当金	371,431
原材料及び貯蔵品	1,059,100	設備関係電子記録債権	501,795
その他	340,024	その他	1,211,053
固 定 資 産	27,492,234	固 定 負 債	5,724,991
有 形 固 定 資 産	13,096,095	長期借入金	2,129,990
建物及び構築物	3,000,470	リース債権	911,020
機械装置及び運搬具	5,358,992	繰延税金負債	2,323,207
工具器具及び備品	675,698	役員退職慰労引当金	47,534
土地	2,688,279	環境対策引当金	8,080
リース資産	951,462	退職給付に係る負債	138,813
建設仮勘定	421,191	その他	166,344
無 形 固 定 資 産	46,737	負 債 合 計	14,268,730
投 資 其 他 の 資 産	14,349,401	純 資 産 の 部	
投資有価証券	3,963,981	株 主 資 本	20,847,136
関係会社出資金	7,947,641	資本金	1,161,000
退職給付に係る資産	2,105,263	資本剰余金	736,781
その他	339,455	利益剰余金	19,141,845
貸倒引当金	△6,940	自己株式	△192,490
資 産 合 計	41,941,191	その他の包括利益累計額	6,319,779
		その他有価証券評価差額金	2,303,064
		繰延ヘッジ損益	△2
		為替換算調整勘定	3,246,866
		退職給付に係る調整累計額	769,851
		非 支 配 株 主 持 分	505,544
		純 資 産 合 計	27,672,460
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	41,941,191

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	33,198,294
売上原価	30,072,788
売上総利益	3,125,505
販売費及び一般管理費	2,803,632
営業利益	321,873
営業外収益	
受取利息及び配当金	92,375
受取補償金	266,883
持分法による投資利益	505,252
その他	282,462
営業外費用	
支払替利息	33,554
支払替差損	66,604
支払補償費	19,349
支払弁償金	8,121
その他	14,618
経常利益	142,250
特別利益	
投資有価証券売却益	8,804
特別損失	
固定資産除却損	3,852
減損	33,807
投資有価証券評価損	175,440
関係会社株式評価損	130,536
税金等調整前当期純利益	343,636
法人税、住民税及び事業税	991,764
法人税等調整額	203,463
当期純利益	6,878
非支配株主に帰属する当期純損失	781,421
親会社株主に帰属する当期純利益	31,596
	813,018

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,161,000	732,847	18,514,363	△207,330	20,200,880
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△185,535		△185,535
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			813,018		813,018
自己株式の処分		3,933		14,840	18,774
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	3,933	627,482	14,840	646,256
当 期 末 残 高	1,161,000	736,781	19,141,845	△192,490	20,847,136

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,051,328	-	2,672,202	58,480	3,782,010	515,626	24,498,517
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△185,535
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							813,018
自己株式の処分							18,774
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,251,735	△2	574,663	711,371	2,537,768	△10,082	2,527,686
当 期 変 動 額 合 計	1,251,735	△2	574,663	711,371	2,537,768	△10,082	3,173,943
当 期 末 残 高	2,303,064	△2	3,246,866	769,851	6,319,779	505,544	27,672,460

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	8,789,000	流動負債	7,611,100
現金及び預金	934,914	支払手形	18,005
受取手形	285,420	電子記録債権	3,044,045
電子記録債権	1,661,129	買掛金	2,036,225
売掛金	3,910,395	1年内返済予定の長期借入金	572,798
商品及び製品	513,236	リース負債	163,962
仕掛品	601,877	未払金	64,942
原材料及び貯蔵品	657,811	未払費用	469,943
前払費用	50,751	未払法人税等	140,474
その他の資産	173,463	引当金	88,851
固定資産	16,722,183	賞与引当金	330,733
有形固定資産	8,350,739	その他の負債	681,116
建物	1,732,598	固定負債	3,516,742
構築物	202,707	長期借入金	1,631,517
機械装置	3,903,955	リース負債	815,552
車両運搬具	9,098	繰延税金負債	935,805
工具器具備品	345,034	繰延未払金	117,100
土地	912,499	環境対策引当金	8,080
リース資産	828,337	その他の負債	8,687
建設仮勘定	416,509	負債合計	11,127,842
無形固定資産	23,500	純資産の部	
ソフトウェア	17,482	株主資本	12,297,266
リース資産	5,653	資本金	1,161,000
その他の資産	365	資本剰余金	723,921
投資その他の資産	8,347,943	資本準備金	560,420
投資有価証券	3,313,495	その他の資本剰余金	163,500
関係会社株	980,115	利益剰余金	10,590,632
関係会社出資	30,130	利益準備金	259,000
長期貸付金	2,854,675	その他の利益剰余金	10,331,632
長期前払費用	100,000	固定資産圧縮積立金	122,448
前払年金費用	15,409	別途積立金	6,760,000
その他の費用	1,004,404	繰越利益剰余金	3,449,184
貸倒引当金	52,914	自己株	△178,287
	△3,200	評価・換算差額等	2,086,074
資産合計	25,511,183	その他の有価証券評価差額金	2,086,074
		純資産合計	14,383,340
		負債及び純資産合計	25,511,183

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	25,517,610
売 上 原 価	23,256,963
売 上 総 利 益	2,260,647
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,957,818
営 業 利 益	302,829
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	270,386
受 取 口 イ ヤ リ テ イ	87,287
そ の 他	153,158
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	29,726
そ の 他	3,748
経 常 利 益	780,187
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,804
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,945
投 資 有 価 証 券 評 価 損	175,440
税 引 前 当 期 純 利 益	610,606
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	137,689
法 人 税 等 調 整 額	204,901
当 期 純 利 益	405,704

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	そ 資 本 の 剰 余 金	利 益 準 備 金
当 期 首 残 高	1,161,000	560,420	159,566	259,000
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 処 分			3,933	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	3,933	-
当 期 末 残 高	1,161,000	560,420	163,500	259,000

残高及び変動事由	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	そ の 他 利 益 剰 余 金		
	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	140,028	6,760,000	3,211,436
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩	△17,579		17,579
剰 余 金 の 配 当			△185,535
当 期 純 利 益			405,704
自 己 株 式 の 処 分			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	△17,579	-	237,748
当 期 末 残 高	122,448	6,760,000	3,449,184

残高及び変動事由	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△193,127	12,058,324	1,009,529	13,067,854
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
剰 余 金 の 配 当		△185,535		△185,535
当 期 純 利 益		405,704		405,704
自 己 株 式 の 処 分	14,840	18,774		18,774
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1,076,544	1,076,544
当 期 変 動 額 合 計	14,840	238,942	1,076,544	1,315,486
当 期 末 残 高	△178,287	12,297,266	2,086,074	14,383,340

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

中央可鍛工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 小出 修平
業務執行社員指定社員 公認会計士 川合 利弥
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央可鍛工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央可鍛工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

中央可鍛工業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 小 出 修 平
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 川 合 利 弥
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央可鍛工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月28日

中央可鍛工業株式会社 監査役会

常勤監査役 磯部 光邦 ㊞

社外監査役 小野田 誓 ㊞

社外監査役 前田 勝己 ㊞

以上

株主メモ

事業年度 4月1日～翌年3月31日

期末配当金受領株主確定日 3月31日

中間配当金受領株主確定日 9月30日

定時株主総会 毎年6月

株主名簿管理人および
特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1
TEL 0120-232-711 (通話料無料)
(郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

上場取引所 名古屋証券取引所

電子公告掲載URL <https://www.chuokatan.co.jp/koukoku/index.php>
(ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じた時には、日本経済新聞に公告いたします。)

【ご注意】

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に登録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次いたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

当社ウェブサイトのご案内

当社ウェブサイトでは、会社情報や製品情報など、様々な情報を掲載しています。

<https://www.chuokatan.co.jp/>

中央可鍛工業

検索 

株主総会会場ご案内図

- **会 場** 愛知県名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテルメルパルク名古屋 2階「平安の間」
- **交通機関** 地下鉄（東山線）千種駅下車（1番出口）西へ徒歩約3分
地下鉄（桜通線）車道駅下車（3番出口）南へ徒歩約5分
J R（中央本線）千種駅下車 西へ徒歩約5分

*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

